## 論文要約 唐宋変革期における御史機能の研究

小野木 聡

本論文は、官僚制の中心が使職に移った唐宋変革期において、「御史(あるいは御史の 肩書)」が果たした役割を検討したものである。

〈序章 唐宋変革と御史〉は、〈第一節 「唐宋変革」論〉・〈第二節 唐宋変革期における御史研究の意義〉・〈第三節 研究状況と本稿の構成〉の三節で構成する。〈第一節〉において、「唐宋変革」論を整理し、本論文の対象とする「唐宋変革期」の時期を示した。〈第二節〉において、唐宋変革期における官僚制研究の潮流を概説した上で、当該時期の「御史」を研究する意義を示した。〈第三節〉において、「御史」に関する研究状況を概説した上で、本論文の構成を示した。

〈第一章 唐後半期の地方監察——出使郎官・御史と巡院、憲銜保持者——〉は、〈第一節 出使と監察〉・〈第二節 憲銜保持者と監察〉の二節で構成しており、唐後半期の地方監察の一翼を担った「出使郎官・御史」と「巡院」による監察の検討を行い、唐後半期における地方監察の全体像の把握を試みた。

出使郎官・御史による地方監察は、代宗朝において安史の乱後の財政再建を妨げる藩鎮や州県の活動を抑制するために導入された。この監察方法は多方面で利用されたが、憲宗朝初期には詔勅違犯への対応の甘さもあり、禁令の実効性は薄かった。そこで、新たに憲銜(御史の肩書)を帯びる知院官による監察が導入され、この監察方法も多方面で利用される。巡院は各地に遍在し、所属の官員は地方に常駐するため、地方を常時監察するには最適であった。しかし、地方監察の任は巡院の職務権限を超えるものであったため、多くの知院官に与えられる憲銜が地方監察の根拠として利用された。唐後半期において地方監察に利用された出使郎官・御史と巡院の官員は無条件には信用しがたい存在であったが、唐後半期に藩鎮や州県に対する監察の需要が高まったため、両者は利用されることになる。ただし、両者に対する包括的な監察権限の付与は避けられ、状況に応じた使い分けにより、監察機能の維持が図られた。唐後半期を通じて、朝廷は監察権限を付与する対象を拡大したが、信用しがたい存在を監察に利用しなければならない状況の中、監察担当者の多様性を確保することで、地方に対する監察機能が完全に喪失する事態を防ぐ目的があったと推測する。

〈第二章 唐における侍御史知雑事と御史台の変容〉は、〈第一節 知雑事の権威〉・〈第二節 知雑事の人事〉・〈第三節 その後の侍御史知雑事と御史台〉の三節で構成しており、唐前半期と唐後半期で地位が変化した侍御史知雑事を軸として、唐前半期から後半期にかけての御史台の変容とそれに伴う御史の変質を論じた。

唐初においては、三院御史(侍御史・殿中侍御史・監察御史)が「耳目の官」としての 責任を自覚し、台長(御史大夫・御史中丞)による制限を受けることなく自律的に監察す ることで、御史台は健全に機能することが可能であった。この自律性を維持した存在が 侍御史知雑事である。知雑事は最古参の侍御史が帯びる肩書であり、侍御史知雑事は「三 院御史の長」という性格を背景に彼らに対する懲戒権を有し、三院の自律機能の役割を 果たした。玄宗朝において、玄宗の信頼する楊慎矜が知雑事に就任すると、侍御史知雑 事の地位も上昇した。同じく玄宗朝の頃、三院御史に対する懲戒は儀式化され、この儀 式化により懲戒の権威は高まり、決定者たる侍御史知雑事の権威も高まった。代宗朝で は侍御史知雑事人事の新体制が構築され、その性格が変化した。新体制下では、台長に よる推薦制となり、郎官(六部二十四司と尚書都省左右司の郎中・員外郎)を本官とする兼 任制となった。周知のとおり、唐後半期では御史大夫が必ずしも任命されず、しばしば 御史中丞が長官を代行していた。推薦制によって台長との結びつきを強めた侍御史知雑 事は、次官として機能するようになり、官界においても実質的に次官として認識される に至る。新体制の下で台長の影響下に置かれた侍御史知雑事は、台長による御史台統制 強化に利用され、懲戒権を背景に三院御史を厳しく統制したと推測される。 唐後半期の 御史台の体制は、五代に引き継がれた。後晋では朝廷の綱紀粛正のために、唐前半期の 体制への回帰が図られたが、数年後には唐後半期の体制へと戻されており、改制による 綱紀粛正は失敗したとみられる。唐後半期の体制下で行われた台長による御史台統制の 結果、三院御史は次第に「耳目の官」という理想像から乖離し、その自律性を失ってい たため、自律的に監察を行う三院御史には戻り得なかったものと推測される。その後も 唐後半期の体制は変更されずに北宋へと引き継がれ、北宋では侍御史知雑事が次官の地 位を確立する。神宗朝における御史台の官制改革により、侍御史知雑事が侍御史に改称 され、知雑事の肩書は姿を消すことになるが、その地位や役割はこれ以降の侍御史に引 き継がれることになった。

〈第三章 唐代の「冬薦」制度〉は、〈第一節 罷使郎官・御史の冬薦〉・〈第二節 韓 愈撰「冬薦官殷侑状」〉・〈第三節 「罷使郎官・御史の冬薦」の実例検討〉の三節で構成しており、唐後半期に始まる「罷使郎官・御史(幕職官の任を解かれた検校郎官・憲銜保持者)に対する冬薦」を検討し、唐後半期の幕職官が保持する御史の肩書の意味を人事上の観点から論じた。

罷使郎官・御史は、従来宰相(中書門下)により除授されていたが、徳宗貞元五年(七八九)六月に、京城外に所在する場合は諸道観察使と州府長史に、京城内に所在する場合は指定の朝臣に委ねて、毎年一度挙薦させることとなった。これにより、毎年冬に一度挙薦をおこなう「冬薦」が成立する。「冬薦」制度の大枠は貞元五年六月に固められ、さらに貞元年間に制度が整備された結果、罷使郎官・御史の「冬薦」制度は一応完成する。憲宗元和七年(八一二)八月には、罷使郎官・御史の冬薦の挙主は指定の朝臣に限定され、諸道観察使と州府長史は挙主から外された。これにより、罷使郎官・御史の冬薦では藩帥の影響力が排除され、朝廷が主導権を握ることで、府主(藩帥)との結びつきよりも、中央官との結びつきの重要性が高まった。したがって、元和七年八月における挙主の限定は、藩鎮の辟召制によって形成される府主と幕職官の結合を緩める施策であったと推定される。その後、文宗朝において、さらに挙薦の制限が加えられ、「冬薦」

制度が確立した。「冬薦」制度は、闕員不足や銓選の滞留、待選などにより、なかなか官職を得られない官人層にとって正員官を獲得する重要な機会であった。検校郎官・憲銜を保持して冬薦を受けられる場合、銓選を経ずに挙薦されるため、銓選の滞留や待選の影響を受けることはなかった。そのため、罷使郎官・御史の冬薦は検校郎官や憲銜を帯びる幕職官にとって優遇措置となり、幕職官たちが殺到することになった。

〈第四章 唐宋における「台参」制度〉は、〈第一節 唐代の「台参」制度〉・〈第二節 五代の「台参」制度〉・〈第三節 北宋の「台参」制度〉の三節で構成しており、唐代から宋代にかけて存在した「台参」という「御史に参謁する儀礼」を検討対象とし、唐代 の「台参」制度と北宋の「台参」制度を復元するとともに、五代の「台参」制度の在り 方を探ることで、唐代から宋代に至る「台参」制度の展開を論じた。

唐代には「官人が御史に参謁する儀礼」として「台参」と「廊参」があり、「御史に対 する参謁儀礼」は御史と他官との力関係を明示する目的で設定されたと推測される。唐 代の「台参」は「御史台に特定の官人が出向いて参謁する儀礼」であり、「京兆・河南 府の官員」と「諸道進奏官」が主要対象であった。これに対して「廊参」は「対象とな る官人が宮城に入る朝見・辞謝に際し、宮城内の動線上で御史に参謁する儀礼」であり、 儀礼としては台参より軽く、「文武常参官」と「地方官」(藩帥・幕職官・刺史・上佐・進 奉時に入朝する幕職官など)が主要対象あった。また、廊参すべき官の中でも御史大夫・ 中丞新除の際に台参する官が設定されており、「対象となる官人に対する配慮の必要性」 を指標として、台参と廊参という儀礼の軽重に立脚して階層が構築されていた。唐代の 台参と廊参は一体的に運用され、御史と他官の力関係を細かく規定する「台参」制度が 形成されていた。唐代の「台参」制度は五代へと継承され、「御史台で御史に参謁する 儀礼」も北宋へと継承された。しかし、北宋では「御史台で御史に参謁する儀礼」の形 骸化が進行し、「台参」と呼称されていない。北宋(少なくとも煕寧二年正月以前)におい て「台参」と呼ばれる儀礼は「朝堂で御史に接見する儀礼」であり、官人の「健康状態」 や「施政能力」を審査し、さらには「地方監察の一環」としての役割を負っていた。儀 礼空間からみれば、宋代の台参は明らかに唐代の廊参から連続する儀礼であるため、両 者が連続する理由を廊参の性格から説明を試みた。五代(後唐以降)から北宋にかけて、 朝廷が地方 (藩鎮) を引き締める過程で、「地方官」を含めた官人の審査が要請されて廊 参で官人の審査が行われるようになり、御史に対する参謁儀礼の主力が台参から廊参へ と移っていったと推論した。

〈終章〉は、〈第一節 各章の総括〉・〈第二節 今後の展望〉の二節で構成しており、 各章を総括した上で、唐後半期から宋初に至る官僚制の展開についての展望を示した。